

応急仮設住宅の目的外使用について

1 要旨

被災者以外の方が、応急仮設住宅に入居することを可能とするため、県が定めた、応急仮設住宅の目的外使用に関する要領に基づき、運用を開始します。

2 目的外使用の運用方法

- (1) 県が、応急仮設住宅の入退居管理を行っている市に対し、目的外使用許可を行う。
- (2) 許可の範囲で、市が入居者との間で使用料の徴収など具体的な使用手続きを行う。

3 応急仮設住宅の目的外使用の用途

- (1) 地元に戻りたいが、実家が被災し住む家がない者の住宅
- (2) 被災地で就職し定住を希望するが住む家がない者の住宅
- (3) 漁業集落防災機能強化事業などの面的整備等のまちづくり事業で一時的な転居を必要とする者の住宅

4 入居可能期間 入居した日から1年以内

5 応急仮設住宅の目的外使用の使用料

区分	市町村が使用者から徴収する使用料
1DK	月額10,000円
2DK	月額15,000円
3K	月額20,000円

※1 行政財産使用料条例（昭和39年3月27日条例第42号）に基づき、算定したもの

※2 県は、市町村から年額で使用料を徴収するものであること。（使用期間に応じて月割又は日割計算）

6 施行期日

平成26年4月1日

問合せ先 建設部建設課住宅推進係